

第 2 号様式

令和 8 年度第 1 回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所		令和 8 年 6 月 2 9 日（月） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 1 5 法務省大臣官房施設課協議室	
委員		只 木 誠（大学教授）※委員長 黒 澤 正 明（公益社団法人監事） 遠 藤 和 義（大学教授）	
審議対象期間		令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで	
工 事 業 務	抽 出 案 件	総件数 2 8 7 件	(備考)
	一 般 競 争	2 6 1 件	
	標 準 指 名 競 争	0 件	
	随 意 契 約	1 0 件	
	簡易公募型プロポーザル方式	4 件	
	一 般 競 争	5 件	
	簡易公募型競争	0 件	
	標 準 指 名 競 争	0 件	
	随 意 契 約	7 件	
		意見・質問	回 答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員からの意見・質問、 それに対する回答等			
		具申又は勧告	回 答
		なし	なし
委員会による意見 具申又は勧告の内容			

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
1 工事の発注状況について 意見等なし 2 業務の発注状況について 意見等なし 3 応札者が一者であった契約について L E D交換工事について、ほぼ同一時期に、同規模の工事入札が全国で複数実施されているが、一者応札の落札率が95パーセント前後となったものが多い中、25パーセント前後の案件も数件存在する。同種工事が同時期に実施されている中での結果であることからすれば、予定価格の積算として問題がなかったか、低入札価格調査が適正に行われたかについて、現地庁での契約とはいえ本省としても注意を払う必要があるのではないか。 4 指名停止の運用状況について 指名停止措置を行うことにより、業者にはどのような効果があると考えているか。 5 工事抽出案件について (1) 大阪刑務所居室棟空調設備新設工事(第2期) 資材価格等の高騰や人手不足などから、建築の入札は落札されても、電気	予定価格の積算は、各調達庁において市場動向を反映し適正に算出されたものと考えている。落札率が25パーセント程度であったものは、落札業者がL E D在庫を大量に確保していたこと、機材及び人員も確保していたこと等の事情により安価な入札額となったものであるが、いずれも入札後の低入札価格調査が適正に実施され、必要な確認を経て契約を締結しており、その後の工事も適正に完了したことを確認している。予定価格の積算を含め、会計法令等の遵守について引き続き徹底を図るとともに、部局の契約についても可能な限り注視していくこととした。 事案に応じ、全国又は対象エリアにおいて、一定期間競争に参加させないというペナルティが科されることから、対象業者に対する教育的効果及び公正な競争の確保等の面で相応の効果があるものと考えている。 直近2年間で見ると、建築工事が落札された後、設備関係では一度不調と

や機械などの設備関係の入札は不調・不落となる事案が全国的に増えてきているが、法務省における実情はどうか。

(2) 女子中間ケアセンター新営（建築） 第1期工事（第9回変更）

約3年間で9回の変更契約を行っているが、事務量を減らすべく、ある程度まとめることはできないのか。

契約変更は積算の見直しや設計の変更を伴い相応の労力と追加的費用が必要となると思うが、当該変更のための業務委託契約においては、野放図に費用を負担するようなことになっていないか。

なり、その後再度の手続を経てようやく契約できた案件が1件あったほか、2回の入札で不落となった後、複数回の見積合わせを経て随意契約を締結した案件も複数あった。法務省においても、工事費用の高騰や人手不足による不調の回避は課題であると認識しており、新たに入札情報サービスを利用した情報提供を開始するなど、公告時点における関係業者への周知に尽力しているところである。

工事契約では、履行期間が複数年に及ぶため、受注者との間で、その年度内に支払う範囲の契約内容を整理するための変更契約を締結することが必要となる。また、地盤調査等により事前に判明した土壌汚染や埋設物などの要素は当初契約に反映して発注しているが、工事着手後に判明する要素については、当初契約に含めることができないことから、変更契約を行わざるを得ない実情にある。さらに、物価上昇によるインフレスライドによるものなど工事内容以外の要素で変更する場合もある。変更回数が少ない方が望ましいことは御指摘のとおりだが、やむを得ない事情による変更であることをご理解いただきたい。

変更の原因が何であるかについて、法務省担当者は、非常に注意を払って精査している。本件においても、原設計図面の誤りを正す内容であれば成果物の是正として処理し、工事着手後に生じた事情により図面を変更する内容については、設計変更図面及び仕様書を作成する必要性を認めて発注者が費

変更契約は発注者側の事情で行うこともあるのか。	用負担する考えとなる。 実際に施設を使用するエンドユーザーの意向もあり、発注者側の事情により変更契約を申し出ることもあるが、極力減らすよう努めている。
6 業務抽出案件について (1) 令和7年度金沢刑務所法面崩壊に伴う測量調査設計業務 本件業務の履行期間1年というのは長いようにも感じられるが、業務の進捗状況等は適正に把握されフォローされているのか。 落札候補者に対して行った低入札価格調査の記録に、本業務を低廉で入札しても、他の業務で利益をあげているから問題ないのだとも受け取れる表現があったが、理由として適当と言えないのではないか。 7 その他 特になし	本件は測量調査設計業務であり、調査を実施した上で、設計を行う必要があることから一定期間を要する業務となっている。また、金沢刑務所には技術系の調査職員が配置されていることから、当該職員の方で受注者から報告を受けながら適正に把握・管理している。なお、進捗や業務の内容に何らかの問題があれば、本省に相談できるよう体制も整えている。 記載の趣旨は、企業努力により、入札金額が安価でも契約履行に問題がない理由の一つとして記載されたものと理解している。しかしながら、御指摘を踏まえて今後注意をしていきたい。